

の四十七名を以ちまして、條約発効の日賠償金を廃止して、その内訳二十五名を外務省に、二十二名を大蔵省に移譲したわけでありました。そうして残余の、定員外の員数はできるだけ三月一ぱいまでに整理することとしたとして、若し三月以降に定員外の員数があつた場合は、それを四十一名というふうなこの前の定員法において規定されておりましたので、それを六月三十一日までに整理したい所存でございます。

○竹下豊次君 よくわかりましたが、現在四十七名の定員なんですね。

○説明員(林祐一君) 現在は定員は四十七名です。併し定員外の百八十一名から四十七名を引くと残余の定員がまだかなり残つております。

○竹下豊次君 そうですか、諦めなければならなくてまだ諦められずに残つておる……。

○説明員(林祐一君) さようでございます。

○補見義男君 ちよつと私聞き洩らしたのですが、この四十七名の職員が大蔵省及び外務省に移管をされて、これは六月でしたか、それまでおつて、それからにはなくなると、こういうのですか。

○説明員(林祐一君) 六月三十日まで整理しなければならぬのは四十一名であります。そうして賠償庁として二十七年年度以降の定員は四十七名になつております。

○補見義男君 そうすると今の四十一名というのは、この前の定員法の改正のときに整理されるべきもので、経過規定によつて置かれておる、その分を言つておるわけですね。

○説明員(林祐一君) さようでございます。

○補見義男君 それからもう一つ伺うのですが、賠償指定施設に関する残務処理事務、それから特殊財産に関する実施事務という、ここに書いてある言葉から伺うのですが、これは具体的にどういふ仕事を賠償物件についてやることになるのでしょうか。

○説明員(金倉英一君) 賠償処理につきまして御説明申し上げます。賠償処理につきましては、先ほど三割前渡撤去といふのがございましたが、相当数の機械施設が各国に持つて行かれます。それにつきましては、その価格とか、或いは解体、梱包、これにつきましては各国別の交渉はまだいたしておりました。これは非常にまだ未確定の問題としております。今後これは各求償国との間の取極めの中に入つて参ります。

それらの記録、或いは受取り、その他の整理、そういうふうなものが今後の交渉のために必要であります。この整理のための人間であります。それから賠償庁は講和発効と同時に終ります。その間に進駐軍に使われております機械があります。或いは進駐軍が民有工場を使つておりましたその借料、或いは特殊機械を返しておりました。或いは進駐軍が使つておりました紛失したり或いは破壊した機械、これらの残務がまだ整理は終つておりません。それらを調査し、それらの処理をする問題、それからなお維持管理関係の経費でございます。それから撤去をやるわけでありまして。

○補見義男君 今御説明になつた前段の分、これは、いわゆる中間賠償として

て一昨年でしたか、一昨昨年でしたか、確定を見た、あのことをおつしやつておるのですか。

○説明員(金倉英一君) さようでございます。

○補見義男君 そうすると中間賠償で、中国とかフィリピンとか、あちらこちらで定まつたものは、まだこちらで保管しておるのですか。

○説明員(金倉英一君) それは現物は引渡しておりますが、その価格の計算でございます。それにつきましてはG H Qで……、ちよつと御説明申し上げますが、当時の機械の価格と申しますのは、評価委員会といふものがございまして、その評価委員会がその機械の価格を一九三九年の価格で抑えたわけでありました。そういう調査に基いて何をどの国にやる、この機械をどこにやるという価格を評定しておりました。その評価してない部分があるわけでありまして、その中には、共通のデータを持つていないものがあるわけですね。そういうふうなものについてはいろいろ調査して、その使いますそれらの数字、或いはそれから今度その解体とか梱包とか向うの船まで積み出します経費については、まだ各国に幾らものものを分けると、そういうふうなものについてまだできておりません。決定的な数字は各国ともまだ定めておりません。

○補見義男君 私の了解しておるところによれば、賠償取立案についていろいろ意見があつたのが、結局最終的には今問題になつておる中間賠償案で決定をして、その際に各国ごとに、アメリカは幾らというふうに具体的に金額がきまつて、そのきまつた金額を中

間賠償でこういうふうになつたという報告を確かなすつたように記憶しておりますが、そうしますと、今のお話で行きますと、全体の金額としてはまだ確定はしてない、こういうわけなんですか。

○説明員(金倉英一君) 中間賠償計画でございますが、これは各国の配分率はきまつたものであります。取りあへず中間的に三割前渡しという事になりました。機械を撤去したわけでありまして、併し、その後途中で全部終了しないで、アメリカのマツコイ声明となりまして、それを取止めたと思つております。それで日本側で一応当時評価額によつて計算したのが、一九三九年の円価格でございますが、一億六千三百八十九万四千四百九十二円という評価額が出ております。それから又各国別に分けて一応の評価額は出ておりますが、併しこれはまだ各国に幾ら分けたかというところは、これはまだオフィシャルな記録としてはないわけですね。ただ分けた数字と、重量比でこちらで分けた数字でございます。

○補見義男君 それで私の聞いてゐるのはその今の一億六千数百万円の金額が一応出ておりますから、実は私、その問題について平和條約の際に、これが将来の賠償の一部にならないのかというふうなことを政府に聞いたことがあるものだから記憶に残つてゐるのでありますが、そこでそういうふうな金額がちゃんと定まつてゐるのだから、従つて評価事務だとか何とかいふものは、倍率を幾らにするという、評価事務というか、換算の仕事など、これは別にしまして、あの方式に従つてできた評価

事務というものはもうすでに総額が出てるくらいなんだから、個々の物件については評価事務というものはもう済んでゐるのではないのか、こういう意味の質問なんです。

○説明員(金倉英一君) お答えいたします。これは先ほど実は申し上げました。その評価の評価作業でございますが、この評価作業につきまして評価したものと、これはアメリカ側と日本側と共通の記録がございまして、それに基づきまして、日本側が大体算定いたしましたものと、推定数字を入れたものとございまして、推定数字にいたしました数字につきましては非常に疑問な問題がまだ残つてゐるわけでございます。

一応こちらとしてはこういうふうな数字を挙げておりますが、これは各国がこれを認めるかどうか、こういうふうなときの算定基礎でございます。それについては特殊の人間でないといふわけにはいかない。そういうふうなものに對していろいろ準備が要る、こういうふうな意味でございます。

○補見義男君 ついでに伺うのですが、賠償の指定解除をした物件ですね、この物件はもうすでに全部それ〴〵処置済みというのか、になつてゐるのですか。

○説明員(金倉英一君) 解除と申しますと、現在指定を解かれてゐる物件でございます。これにつきましては一応処置済みでございます。

○補見義男君 それから先ほど現在G H Qが使つてゐるような工場その他のお話がありましたが、ここにいわゆる特殊会社の特種財産の管理事務を大蔵省に残すという、その特殊財産というのはそういうもののじやないのですか。

○補見義男君 それから先ほど現在G H Qが使つてゐるような工場その他のお話がありましたが、ここにいわゆる特殊会社の特種財産の管理事務を大蔵省に残すという、その特殊財産というのはそういうもののじやないのですか。

○補見義男君 それから先ほど現在G H Qが使つてゐるような工場その他のお話がありましたが、ここにいわゆる特殊会社の特種財産の管理事務を大蔵省に残すという、その特殊財産というのはそういうもののじやないのですか。

う。そういうものを言うのですか。

○説明員(林祐一君) 賠償庁は特殊財産部と賠償部に組織が分れておりまして、賠償部は設備賠償の問題を扱うのでありまして、特殊財産部と申しますのはGHQ、連合国軍司令部民間財産管理局が管理しております一切の財産で、他の規定に載つておらない部分の財産を扱うのが賠償庁の特殊財産部の仕事の内容でございます。それで特殊財産と申しますと、それは非常に細かいものがございますが、一番大きな問題としましては連合国財産、ドイツ財産、それから占領地から持ち帰りまして略奪財産、及び朝鮮総督府交通局共済組合員の本邦内にある財産、それからそのほか司令部の保管しております各種の円預金、それから李王家財産、それから傀儡政権の財産、そういったものが特殊財産として所管している次第であります。

○補見義男君 ついでに、今お述べになつたような財産の所有権はどこに帰属しているのですか。

○説明員(林祐一君) それはそれ／＼の物件の財産の内容によつて異なるのであります。先ず連合国財産を申上げますと、これは開戦時におきまして日本が特別措置をとつたわけでありまして、結局財産管理をした財産、これは不当に日本政府が処分をした財産であります。従ひまして日本といたしましてはその所有権は明らかに連合国にあるのであります。それからドイツ財産は、これは今回の平和条約第二十條に規定があります通りに、英米仏三国委員会に帰属するというふうに規定されております。そこで、日本政府としましては連合国軍最高司令部の命令によ

りまして、このドイツ財産を処分するために、処分までは保全をして置けという指令をもらつております。それから略奪財産はこれも一種の連合国財産でありまして、ですから所有権は連合国にあるものであります。ただ占領地から日本に持ち帰つて来たという性質のために通常略奪財産と称しているわけですが、それから朝鮮総督府の交通局長の共済組合員の本邦内にある財産と申しますのは、これは明らかに指令にもございました通り、日本人の組合員に日本内地にあるこの組合員の財産を分配するというふうに規定してありますので、その国内法を政令四十号で昨年規定をしまして現在その政令が進行中でありまして、従つて、この財産は日本人に帰属すべき財産であります。それから司令部の所管しております各種の円預金と申しますのは、例えば朝鮮人でありまして日本から朝鮮に帰還する際に限度外の円を持つておつた際に司令部が抑えておる、そういった金をか或いは純然たる日本人に帰属する、路上で拾つた金銭を、これを米軍に届けたという預金もござります。ですから従ひまして、こういう財産はそれぞれの性格に応じ、国内法に基いて若し日本人に帰属すべき円であれば日本人に帰属せしめ、又韓国人に帰属する場合は日韓両国政府で話し合ひ、協定を結んだ結果として向う側に引渡すべきであれば、引渡すということになつております。それから李王家財産も同様

府と交渉の結果若し相手国に引渡す必要があればこれを引渡し、又日本国及び日本人に帰属する必要がある場合は帰属させ、そういった財産であります。

○竹下豊次君 この二十二年と二十五年を大蔵外務両省に振替えられるその債務は、いつ頃片付くお見込みなんですか……

○説明員(金倉英一君) 賠償のほうから……、いわゆる施設賠償の面でございますが、それにつきましては、第一の残務整理のうちで三つあるのございまして、その第一の撤去された賠償施設並びに機械の問題でございますが、その撤去費それらの問題につきましては、内容は縮小いたしますが、各国との交渉が成立してこの賠償問題の経費の確定と、或いはそれを入れると、この問題は片付くまで一応統くものと考えております。それから今まで一般の各民間工場の維持管理経費であつたり、或いは撤去したというふうな経費の残務整理、これは割合近い年内中にでも片付くのではないかと。それから進駐軍の使つております機械のうち、いろいろ破損したもの、これにつきましては的確な見通しは言えないのでございまして、これは実は向うでも調査がまだ終了してない、こちらの調査と両方突き合せまして、それらを調べます。これは行政協定で進駐軍がどの施設を使うということを決めたようなものでも相当長くこれは続く……二十七年度中は相当量の仕事が続くと思ひます。

○説明員(林祐一君) 引き続きまして特殊財産関係でございますが、それは連合国財産につきましては、平和条約の第十五條に規定してあります通りに、

この條約が発効しましても、連合国人請求権者であります、請求権者が九月以内に日本政府に申出をしまして、日本政府はそれに応じまして六か月以内に返還するということになつております。従ひまして、その作業と言いますか、実際の事務は十五カ月、こう考えられます。それからドイツ財産は、これはできるだけ早く日本政府としてはこういった財産については処分したいわけですが、これはそういう趣旨の下にできるだけ早く処理したいと思つております。それから朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産は大體今年の夏頃までに整理が完了する予定であります。それから傀儡政権及び李王家財産、司令部の保管しております各種の円預金というものについては、それぞれの性格に応じまして、或いは朝鮮或いは旧満洲国の承継政府として若し日本が認めれば、中国或いはフィリピンの現政府、或いはビスマの政府、それ／＼の政府と交渉した結果、規則を決定する次第でありますので、その交渉の状態を経まして、まだ多少の日時を要するのではないかと思ひます。

○竹下豊次君 今のお尋ねいたしました私の気持は、相当に期限のきめられたものであつたら、確定的の定員として計算しないで、臨時職員としていゝゆる期限を切つて、その期限が来たらもう当然やめるのだ、又改めて定員法の改正をする手続を省くということにしたほうが適當ではないかという疑問を持ちましたので、実はお尋ねしてゐるわけなんです、そういう便宜的な方法はできないわけですか。

○説明員(林祐一君) 賠償に關しましても特殊財産に關しましても、只今申

上げましたように、内容が非常に雑多でございます。大は船舶から小はダイヤモンドに至るまで非常に種類も多いのですし、返還する、或いは処分するのです。従ひまして、いつ完全に終了できるかという見通しが部分的には立ちますが、全体は確かめ得ない。従ひまして、できますれば、この程度人員は確保しておきたいと存する次第であります。

○竹下豊次君 今お話のように、いろいろな種類があるようですから、私の言つてゐるのは、その仕事は何年かかるか、どの仕事は何年かかるかという定員をお定めになるということ、これは困難な事情もあるだろうと思ひますが、又一方から考えてみると、そのうち早く済む仕事と、いつまでも遅くまでかかる仕事とがあるということになる。そのときに、もう済んだ仕事の分は片づから整理して行くということが行われればいいんですが、併しそのまゝに恐らく役所ではしておかれて、ほかの仕事に廻されるのだらうと、これはまあ役人を自分でした経験からしまして、役所ですらうなことになるんです。だから初めからはつきりして消滅して行くのだというふうな方法があればお考え願ひたい、こういうことを申上げてゐるわけでありまして。

○政府委員(入交太蔵君) 只今のお説誠に御尤もであります、今お答えいたしましたような工合で、非常に雑多でありますし、又相手国との交渉問題も残されておるような関係でありますので、その辺実ははつきりしませんが、けれども、一応この程度の人数を確保し

て行きたい、こういうことになつておるわけでありませうけれども、成るべく御趣旨に副いて、できるだけおもしろいことが出来るようであればいたしませうけれども、一応その程度で御了承願いたい、その点はよく御趣旨に副いておると思つております。

○委員長(河井彌八郎) 如何ですか、そうしますか、この程度でよろしうございませうか。……この問題は、賠償庁の關係はこの程度にいたします。

次に北海道開発庁について農林水産課の村井君に御説明をお願いします。

○説明員(村井徳吉君) 北海道開発庁の定員の異動關係につきまして御説明申上げます。

従来漁港は補助事業といたしまして地方公共団体に行かせておつたのでございませうが、第十二国会におきまして漁港法を改正しまして現在までの補助率をぐんと高めました、工事の約九割を占めますところの外部施設、水域施設と、この二つの重要部門につきましては一〇〇%が経費を負担するということになつた次第であります。それに関連しましてこの修築事業の中の第三種、これは全国的に利害を伴う漁港としまして大きな港でございます。この港と、未開発地帯でありまして、今後開発のために必要とする、又は航行する漁船の避難のために必要とするという目的の下にあります第四種の、この二種類の漁港につきましては、国が直接その工事をするといたして、それに伴います人間といたしまして、従来北海道につきましては、国の事業を行うために、特に地方自治法附則第八條によりまして、国の官吏が置か

れているのでございますが、その中に漁港の業務を行う定員四十九名がいるのでございます。この四十九名を第三種、第四種の漁港修築事業を施行する国の機関、即ち北海道開発庁のほうに移して実施して行きたいということになるのでございませう。それに伴うところの定員法の改正をお願いしている次第でございます。

○補見議員 そうですね、これは實質的には定員と言いますか、職員の実動、場所の移動はあるけれども、實質的な数の異動はないわけですね。今まで地方自治法の附則の第八條によつて置かれておつた職員が、北海道庁に置かれておつた職員がこつちに来るといふだけで、人間の異動はないのですね、實質的には……。

○説明員(村井徳吉君) さようでございませう。

○委員長(河井彌八郎) この問題はこの程度でよろしうございませうか……、では有難うございました。

それでは次は法務府關係に移ります。矯正保護局長古橋君から御説明願います。

○政府委員(古橋浦四郎君) 法務府の定員におきまして、特に異動のございましたのは矯正保護職員關係でございます。これは少年院職員が六百五十五名増になります。一般監獄職員二百七名減になります。そのほか集積プリズンが移管になりますために、その職員として三百四十三名が新たに法務府の職員として組まれたのでございませう。少年院の職員が加ふに殖えまして、昭和二十三年から少年收容者が非常に増加して、更に昨年から今年にかけましては少年保護の適用年齢が

十八歳から二十歳に引上げられた影響も加わりまして、その増加が特に甚だしいものもございませう。その少年收容人数に睨み合せまして六百五十人の増員ということをお願いしているものでございませう。そして一般看護婦職員二百七名の減でございますが、これは多少收容者が減じましたのと同時に、少年院のほうに多数の増員をお願いしなければならぬと考へますので、行政整理の際に、特にこれだけの御配慮をお願いして頂くためには、我々のほうといたしましては、できるだけ人員の差繰りをしなければならぬと考へまして、その二百七名を減にいたしました。それに應えたような次第でございます。なお集積プリズンの移管につきまして、これは四月一日から大体こちらにその運営が移管せられまして、更に講和條約が発効いたしまするときから完全にこちらに運営が任せられることになりましたので、その運営に要する職員としてお願いしているものでございませう。従来集積プリズンには特別調達庁關係の定員のうちとして、實際は日本の刑務官を定員外にして二百四十三名を派遣してお手伝いしておつたのでございませう。集積プリズンにはそのほか進駐軍の将兵が大体百数十名おりまして、なお一般特別調達庁關係の労働者が二百名以上勤務しておつたのでございまして、多数の職員で今まで維持されて参りました。現在も相当多数の職員でやつているのでございませうが、法務府に移管されました上は、定員を十分に節約したいと考へて、三百四十三名で運営することといたしたいと考へている次第で、その定員をお願いしているものでございませう。

○補見議員 これは甚だ幼稚な質問をするのですが、この説明書に書いてある少年院の收容者で、一日平均收容人員一万二千名とあるのですが、一日平均收容人員一万二千名というところは、結局、常時一万二千名の少年犯罪者が入つていくということと了承されるのですか、大体最近の少年犯罪の種類状況等と、それから少年院におけるこれらの犯罪者の矯正保護施設とでも言いますか、これらの点について、大略でいいんですが、お話を承わりたいと思うのですが、あらましくいいますか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 一日平均一万二千名とございませうのは、只今お話のございました通り、一年間を通じまして一日平均何人いるかということとを土台にして一万二千名としていのでございませう。従いまして一万二千名以下のときもございませうが、又一万二千名以上のときもございまして、それを平均いたしましたのが一万二千名という工合の計算をしているのでございませう。少年犯罪の種類につきましては、只今十分に資料も持ち合せておられないので、正確な答えができませんので、正確なお答えができませんので、若し御必要でございませうならば、後刻資料でお答えいたしたいと思つておりますが、如何ですか。

○補見議員 結構です。

○政府委員(古橋浦四郎君) 少年院の中の矯正保護の手段でございませうが、少年院には四つの種類がございまして、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院、四つの種類がございませう。犯罪少年又は虞犯少年でござい

まして、特に刑罰を科する必要はないけれども、收容して、つまり身柄を拘禁いたしました後に適当な教育輔導を加える必要のあると認めるものは、この四つの種類のいずれかに指定されて家庭裁判所から送られて参ります。家庭裁判所におきましては、少年保護鑑別所の技官の鑑別その他を土台にいたしまして、十分にその少年の資質を鑑別いたします。又環境を調査いたしまして、その少年に對しましてどういう保護輔導の方法をとつたらいいかというのを決定するのでございませう。少年院へ送られるものばかりでなく、家庭へ帰されて保護司の輔導を受けるものもございませう。或いは僅かな期間、試験監督を受けて暫らく家庭において、その上で処置の決定せられるものもございませう。少年院に送られて参りますものはこの四種類のうちのいずれかに送られますが、中におきましては刑罰の執行と違ひまして、その少年の更生ということを先ず主眼として教育をいたします。その手段としては先ず生活訓練とそれから学科教育、それから職業教育などをおきましては、成るべく生活訓練並びに学科教育という点を主といたしまして、実科教育はそれ以上の中等或いは特別少年院の子供に對してやることにいたしております。大体さうな方法でやつておるのでございませう。

○補見議員 今の増員は、結局さういふ少年犯罪者の数が多くなつたから、これらの人を、これくらいいふ少年を今のお話のように矯正保護指導をするという、そういう専門の職員が殖えるのですか。それとも逃亡だとか何と

いまして、特に刑罰を科する必要はないけれども、收容して、つまり身柄を拘禁いたしました後に適当な教育輔導を加える必要のあると認めるものは、この四つの種類のいずれかに指定されて家庭裁判所から送られて参ります。家庭裁判所におきましては、少年保護鑑別所の技官の鑑別その他を土台にいたしまして、十分にその少年の資質を鑑別いたします。又環境を調査いたしまして、その少年に對しましてどういう保護輔導の方法をとつたらいいかというのを決定するのでございませう。少年院へ送られるものばかりでなく、家庭へ帰されて保護司の輔導を受けるものもございませう。或いは僅かな期間、試験監督を受けて暫らく家庭において、その上で処置の決定せられるものもございませう。少年院に送られて参りますものはこの四種類のうちのいずれかに送られますが、中におきましては刑罰の執行と違ひまして、その少年の更生ということを先ず主眼として教育をいたします。その手段としては先ず生活訓練とそれから学科教育、それから職業教育などをおきましては、成るべく生活訓練並びに学科教育という点を主といたしまして、実科教育はそれ以上の中等或いは特別少年院の子供に對してやることにいたしております。大体さうな方法でやつておるのでございませう。

○補見議員 今の増員は、結局さういふ少年犯罪者の数が多くなつたから、これらの人を、これくらいいふ少年を今のお話のように矯正保護指導をするという、そういう専門の職員が殖えるのですか。それとも逃亡だとか何と

かいう看護の職員が殖えるのですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 少年院の職員は大体事務官と教官とに分れてお

りますが、大部分は教官でございま

して、院長以下は教官という名前にな

つております。事務官は僅かござい

まして、これは普通の事務をとりま

す。その他は雇用人が僅かございま

す。教官は主として教育ということ

を主眼としてやるものでございま

す。併し相手はやはり收容し拘禁して

教育を施さなければならぬ犯罪少年

或いは虞犯少年でございするから、

やはり社会の治安という面を考えま

して、或る程度の拘束力を使いまして

その警備にも当るのでございするが、

その職責におきましては、教官は兩者

を受持つておるわけでございまして、

特別にそれを分けておるというわけ

はございせん。但しそれ、少年院におきましては、或いは学科教育の専門の教官とか、その他生活訓練のほうの専門の教官という工合に分れてお

ているか。若し今正確におわかりな

れば、どうせ見込なんですから、

あとで知らせて頂いても結構です。

○政府委員(古橋浦四郎君) あとから

書面でお出しいたします。

○補見義男君 口頭でも結構です。こ

れは少年院でもやはり男女を分けてや

つてゐるんでしようね。

○政府委員(古橋浦四郎君) その通り

です。

○補見義男君 そうして女のほうには

できるだけ女の教官を付けたら、そ

ういうふうにはしないのですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) その通り

でございす。

○補見義男君 それから一般の監獄の

人員の転用の問題で、ちよつと先ほど

お話になった、この増員のために一般

の監獄の人員を転用するという点は、非常に義理を感じておられることもわかるのですが、同時に、御説明の中に、一般の監獄の收容人員が減つてい

況でございす。

○竹下豐次君 戦争前にはどのくらい

でしたか……戦争中でも結構ですが。

○政府委員(古橋浦四郎君) 終戦直前

の昭和十九年には六万二千九百九十三名に

なつておりましたのですが、二十年の

暮になりましたとそれが四万二千に減り

ました。これは当時終戦の直後或る程

度仮放逐で出されたためだと思いま

す。それ以前におきましては、大体五万

八千人台でございす。簡単に申上

げますと、昭和六年が四万七千、そ

れから昭和七年から昭和十三年までは

五万人台でございす。十四年から十

七年までは四万人台でございす。大

体約四万台が主でございまして、それ

から五万台になります。十九年には六

万台でございしましたが、二十年には又

四万台になったという関係になります。その後終戦後犯罪が非常に殖えま

いたしまして、外国人の出入国の管理

並びに外国人の登録に関する事務、そ

の他日本人の出入国の事務、こうい

つた仕事を現在いたしておるのでござ

いまして、管理庁の機構といたしまし

ては、本庁のほか、横浜と大村に收容

所が二カ所、それから仙台とか東京

その他九カ所に出張所が設置されてお

りまして、これら本庁、出張所、收容所

を通じて、全体の職員の数に現在

七百七十四名でございす。その内訳

しまして、一般職員と入国審査官と入

国警備官と大体三つの種類に分かれて

おるのであります。一般事務職員の数

は現在三百一十一名、入国審査官が二

十二名、入国警備官が四百四十一名、合

計七百七十四名が現在の定員になつて

おるわけでございす。ところで現在

私どもが入国管理庁としてやつており

になりまして、日本におります朝鮮人、

台湾人が、平和條約発効と同時に外国

人となる。非常に多数のいわゆる外国

人が私ども入国管理庁の仕事の対象に

なつて参るわけでございす。まあ最

近いうち新聞紙上で問題になつてお

ります。こいつた人達の一体今後日本

における在留といったものがどうなる

のか、或いは退去強制というふうなこ

とがどういふふうな運用されるのか

と、いろいろ問題になつておるよう

でございす。こいつたいろいろの

事務が殖えて参りますのでございま

して、到底これだけの人員を以てして

まあ処理いたしかねると、こいつ

とからいたしまして、大体現在の定員

にプラス九十一名増員して頂く、こ

ういうことになつておる。その内訳

いたしましては、一般事務職員は、こ

これは全般的事務の合理化とかさうい

うようなことで、むしろマイナス三十六

名、三十六名を減員、入国審査官は九

十七名増員、入国警備官は三十名増

員、差引きいたしまして九十一名の増

員ということに相成つておる次第で

ございす。入国管理庁は昨年の十一月

にいわゆる出入国管理令という外国人

の出入国を管理するまあ基本的な法規

がボツダム政令を以て公布になりました

と、それと同時に入国管理庁設置令と

いうやはりボツダム政令で入国管理

ができたのであります。また創設日

が浅く、基礎も十分でないで、なか

なか仕事としては、これだけの人員で

仕事を運営して行くというのは相当む

ずかしいのでございまして、なお今後

ともいろいろとできますれば、増員と

いうようなことは、当然私どもとして

います。政府の方針をいたしましては、むしろ行政整理とかいうようなことで、私どもとしてはもう少し増員をして欲しいという立場でございます。けれども、只今申し上げました程度の増員で、何とか来年度事務をやつて行こうと、かような立場にある次第でございます。甚だ簡単でございますが、以上。

○竹下豊次君 ちよつとお尋ねいたしますが、今の御説明、成るほどと拜聴したのでありますが、今度條約がいよいよ発効しますというのと、今までアメリカがいろいろ関係して仕事をしておつた関係で、日本の役所の人たちがアメリカとの関係で相当に忙しい仕事をしておられた人が何人かあるんじゃないかと思ひますね、アメリカとの交渉で。その人は減らしてもいいんじゃないかというのが一つの疑問と、それからもう一つは入国管理の事務簡便というふうなことはおやりにならないのか、それがあれば又その方面でも少しマイナスをしてもいい人が出て来るんじゃないかという疑問を持つわけでございます。御説明願ひます。

○政府委員(鈴木政勝君) 只今の第一の点でございますが、現在総司令部との仕事の関係上、我々の入国管理庁でそういった関係の仕事をしておる人が、平和條約が発効になりますれば、当然そういった事務がなくなると、こういう御質問でございますが、誠にその通りでございます。併しながらその仕事の実体を御説明申し上げますと、御了解にいくと思うのでありますが、現在の外国人の入出国の事務というのは、大部分入国に関する仕事というのは、総司令部が実は全部やつてお

るような状態なのでございまして、具体的に申し上げますれば、外国から日本に入ります場合には、自分の国の東京におりますミツシヨンを通じまして総司令部に入国の許可の申請をするというふうなことでございまして、そこで許可になりました者は、やはりそのルートのミツシヨンを通じて一応自分の国の政府から本人に通達があつて、その許可証を持つて港に来る。そこで港に参りますと、私どものほうの港におる審査官という者が許可証を持つておるか、持つていないかというのを見て入れる。そういうふうなことでございまして、従つて、私のほうの港における仕事は、これは司令部のそういった権限がなくなつても、依然として人が入つて来る以上、これは審査をしなければならぬし、又総司令官の許可という制度なり、むしろ我がほうが入国の審査をするというふうになりますと、もつとむずかしい審査をしなければならぬ。今やつておる審査は許可証を持つてくるか、持つていないかということだけを調べればよろしいのですけれども、平和條約発効後は旅券を持つて来て、日本の領事館の査証があるというものが、形式的な要件、その上に何か悪い犯罪でも犯したことが曾つてあるかないかとか、或いはこの者が金になくて日本に入ると非常に公けの負担になる虞れがあるとか、この者が日本に入つて来て、誰がこの人の滞在費とか、そういうものをどういう形でみるかとか、そういういろいろの審査を港でしなければならぬというふうなことで、むしろ非常に港の事務というものは殖える。現在の総司令官の許可制の下よりも遙かに殖える。こういうこと

になつております。そこで第二に、地方の組織はさうでございまして、中央の組織は、殆んど総司令部の關係は、総司令部で許可した何と言ひますか、各名簿がございまして、これを毎日私も入国管理庁の本庁が受けて、これを港に流してやる。こういうことでありまして、この人数というものは極く僅かな人数でございまして、而もそういった人数というものは、今後は講和條約が発効になりますと、外国から日本に入つて来る外国人は、自分の国の政府の発給する旅券をもちつて、それから日本の領事館の査証をもちつて入つて来るというもので、領事館が査証しますというもので、領事館が査証しますというものを査証したというところで、私のほうに名簿と言ひますか、経歴が入つて来るというもので、現在の総司令官の許可した名簿をもちつて、そのほうからもちつて、同じような仕事の性質になるというもので、事務量といたしましては結局同じことで、むしろ却つて我がほうの権限が増しますだけ、それだけ仕事が忙しくなる。こういう關係になるように考へております。次の第二の事務の合理化をして、若干の人が減らないかという御質問でございますが、先ほども御説明申し上げましたように、むしろ一般の事務職員をさういふ意味で三十六名減員をいたしておるわけでございまして、その点御了承願ひたいと思ひます。

○楠見義男君 今おつしやつたような仕事は大体戦前平和時代にやられたと同じような仕事をやられるわけでしょうか。○政府委員(鈴木政勝君) 戦前の仕事は、これは内務省の所管でいわゆる外

事警察がやつておつた仕事な人でございまして。さうして外事警察がやつておりました当時は、簡單な内務省令一本でこれを動かしておつたわけですね。そこに外国側から見ますと、外事警察で外国人を取締つたという非常に悪い印象を與えておる。そこで私どもが最近、昨年の十一月に制定いたしました入国管理令というものは、諸外国の外国人の取扱の國際的な慣行に倣つた立法をしたわけですね。従ひまして、かなり民主的な手続でいろいろとできるだけの本人の異議の申立とか、そういうものを聞くとか、かなり複雑な仕事の内容になつておるわけで、独断的にきめたことを押付けるというのではなくて、向うの立場を聞いてやるのか、非常に複雑な建前になつております。で、その点が戦前の外国人の管理とは根本的に精神も違ひ、手続その他も非常に複雑になつておるといふ次第でございまして。

○楠見義男君 そうしますと、実は伺いたいのと思つておつたことが、或いはむしろわかつたかと思ひますが、終戦後の特殊事情による、先ほどのお話のような朝鮮人の外国人登録問題ですね、そういうような問題をのけて、入出国に關しての戦前における従事の職員と、それから現在これから増加した後の人員の比較は、どの程度というのを実は知りたと思つたのですが、今のような關係だと、ちよつと比較ができませんですね。

○政府委員(鈴木政勝君) これは曾つての内務省時代には、各県に外事課というものがございまして、そこで全部やつておつたわけで、その人員がどの程度のものか、ちよつと今はつきりわ

かりかねますが、大体の想像をいたしますれば、恐らく私どもが今持つておる人員よりも遙かに多い人員でやつておつたのではないかと、かように考へるわけでございまして。

○委員(河井彌八君) それでは最後は大蔵省の分に入ります。大蔵省管財局の外国財産課長佐々木君から説明をお願いします。

○説明員(佐々木庸一君) 賠償庁の廃止に伴ひまして大蔵省の定員が二十二名増えました分がございまして、その分が外国財産關係に出て参りますので、この事情を御説明申し上げます。賠償庁におきましては二十七年度四十七名という定員が認められておりました、そのうち二十二名が特殊財産部の定員でございまして、この特殊財産部の仕事の中味をいたしましては、ドイツ人が日本に持つておりました財産で連合國最高司令官の管理に屬し、ドイツの敗戦後はその財産の所有権というものは英米仏に帰属したと宣言せられましたものの、国内における管理及び処分をやつておられますものが一つございまして。その次の二は……

○委員(河井彌八君) ちよつと速記をとめて。

○説明員(梅村知躬君) 二條三項の定員について御説明申し上げます。従来管財局の賠償指定工場等を看守する看守の定員として計上されておりましたのですけれども、その内訳は大蔵省の行政部費で計上されております看守と、賠償庁の特殊施設処理費、賠償施

【速記中止】

設処理費でございすけれども、賠償施設処理費で計上されておる看守の二つからなつておつたのでございす。整理直前にこの両方の看守を合せまして千四百三十三名という人間がおつたのでございすけれども、これが行政整理で七十五名やめまして、一応この四月一日現在では千三百五十八名ということになつておつたのでございす。ところが賠償庁が、賠償施設の、講和條約の発行に伴ひまして返還を受ける、こういうふうな關係から賠償庁が廃止になるといふことになりましたために、二十七年年度の四月からは大蔵省のほうへこれら賠償庁の看守が全部移管されました。そして特殊施設処理費という名目で大蔵省のほうへ一本で計上されることになりました。ただこの場合に、それをそのまま大蔵省のほうへ引継ぎばよろしかつたのでありまして、けれども、予算の建て方といひまして、主計局のほうで賠償が返つて来れば当然処分になるはずだ、年度末までは相當の増員を来たさなければならぬといふような観点から、このうち三百七十名の三カ月分だけの経費を計上されたのでございす。従いましてこの三百七十名をとりまして後の九百八十八名というものが年間を通じて、大蔵省の二條三項の看守といふふうになつておつたのでございす。

上、これを一本に管財局の定員として計上するのが妥當だと、こういうふうな観点から二條一項にすべてをまゝとめて計上したわけではございす。

○竹下豐次君 賠償庁から大蔵省のほうにお引継ぎになる二十二名です。

○説明員(佐々木庸一君) そうです。

○竹下豐次君 先ほど賠償庁のほうに御考慮願つて、なお考えるからという御返事を頂いたわけではございす。あなたのお含み願つておいたほうがよろうと思つたので申上げます。それは賠償庁で従来今日までやつておる仕事をあなたのおほうでお引継ぎになる、その仕事は残務整理であるという説明であつたのです。残務整理であつたならば或る期間内には済むわけなんです。そのうちでも併しいろいろ種類があるといふので、なか／＼何を何月まで何人何人といふようなことをきめにくい事情もあるといふようなお話もありました。それは御尤もだと思つたのですけれども、併し仕事の性質としては、これは臨時職員としてきめておいたならば、その仕事が済み次第自然にその定員はなくなつて行くといふことになつて行くなら、ただ二十二名といふものを普通の定員として置くといふことにしたら、その間の括りがなか／＼つかなくなる、或る種類の仕事はもう済んだけれども、他の仕事が残つておるといふと、徒らに定員だけ残つておつて役所で飼ひ殺しをするといふようなふうのことも起り易いことである。だからでき得べくんば、成るべく臨時的のものとしてきめておいたらどうだろうといふことを申上げた。これはまあ考慮するといふことで、今日は一応お話ししたわけではございす。その点はあなたのほうで

うでお考え置き願つたら都合がいいと思ひます。

○説明員(佐々木庸一君) お話のありました通り、同一財産に關しまする仕事は大體一年半ぐらゐで終るべきものと考えております。それから連合國財産の返還に關しまする仕事は、條約の効後九カ月以内に請求をいたしまして、六カ月以内に完了するといふことになつておりますので、これも十五カ月のうちに終るべき筋合になつております。ただその間に紛争が起きましたやうな場合、日本側は返すべきじやない、向う側は返すべきだといふやうな紛争が起る場合が例外的に起るのではないかと考えております。従いまして、二十二名のやつております仕事の多くのものは、お話の通り臨時的のものでありまして、仕事の終り次第、これは用済みになるといふやうなものと考えております。

○竹下豐次君 今の御説明で、先ほどもそういうお話がちよつとありましたけれども、やはりでき得べくんばはつきりしておいたら、更に又この定員法の改正につきまして審議をする必要がない、問題が早く解決するのじやないか、實質的にそのほうが運営し易いので、こゝろ申上げたのです。なお御考慮願ひたい。

○委員長(河井彌八君) その次に私設保税倉庫出願増加、税關特派官吏に關して、税關部の業務課長補佐徳田君の御説明を願ひます。

○説明員(徳田肇君) 最近におきます外國貿易の発展に伴ひまして、私設の保税地域、その内容といひましては、保税倉庫、保税工場、保税上屋と

いうものがございす。これらの特許出願件数が急激な増加を示しまして、今年の一月一日現在における特許件数は八百四十九件に上つております。これに對して特派官吏は大體一件につき一人乃至二人を要するのでございまして、現在九百四十一名を特許したしております。現在特許出願件数が八百八件、二十七年年度の特許出願見込件数が百四十九件、合せまして二百五十七件であります。これらの私設保税に關しての特許出願を拒否いたしまして、特派官吏を派遣しないといふことになりまして、外國貿易の進展を阻害し、税關業務の遂行に支障を來たしますので、昭和二十七年年度にいたしまして三百二十人の増員を行いたいといふのが増員の趣旨でございす。

○補見義男君 この特派官吏の問題につきましては、これは行政管理局の大野木さんあたりにお伺ひしたほうが適當なかも知れませんが、これは結局官吏といふのは経費は向う持ちで、それでその都度行くといふわけですね。そこで、こういう経済上の變動に従つて特に需要が多くなるとか、いふ／＼變動の予定されるものについて、あらかじめこゝろいふやうな定員法で一々国会で法律を直して、或いは予算を直して行くといふことじやなしに、それこそ経済の動き方に應じて、臨機応変に行けるやうな特別の方途が私はまだ合理的だと思ふのですが、こゝろいふのは、これは立法的措置でやるというよりは、これはどうも余り利口なやり方でないと思ふのです。これはあなたにお聞きしたほうが適當かと思ふのです。どうなんですか。

○政府委員(大野木克彦君) この問題につきましては、実は以前、つまり旧

憲法の時代にはこれは定員外扱いをしておりまして、実は昨年もそういうことで改正を考えたのでございましてけれども、国会で御審議の結果、やはり定員の中に入れて行くといふことになりましたので、それでは結局定員の中に入つておるやうなわけでありまして。

○補見義男君 ちよつとお聞き洩らしたのですが、それは国会の意思によつて、国会は定員の中に入れたほうがよいといふ意思でそうなつたのですか。

○政府委員(大野木克彦君) それは外す案で出したところから、參議院の大蔵委員會のほうで定員の中に入れたほうがよいといふ修正がありまして、その御意思を継ぎまして入れていたわけではございす。私も本質をいたしたほうが適當だと思つてゐるのです。

○竹下豐次君 ちよつと先の追加してお尋ねしたいのですが、残務整理の問題ですね、これは前にも前例はあることじやないかと思ふのですが、残務整理に關する人員の問題は……それからの例を一つお調べ願つてお知らせ願ひたいと思ひます。これはできましようか、お調べが……

○補見義男君 それは、今竹下さんのお話の点は、行政管理局、或いはこれに準ずるものとして、公団等も當然準ぜられるのですから、最近でも私はそういう例は随分あるのじやないかと思ひますが、どこか管理局あたりでお調べ頂くといいと思ふのですがね。

○竹下豐次君 例があるだろうと思ひますがね、まあ前例といふものは非常に参考になりますので、大野木さんでも結構ですが、大蔵省のほうでも……

4 北海道及び、ますふ、化場の内
部組織並びに支場及び事業場の
名称、位置、所掌事務及び内部
組織については、農林省令で定
める。
第七條の五第二項を次のように
改める。

2 水産講習所は、下関市に置く。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月
一日から施行する。但し、附則第
三項の規定は、公布の日から施行
する。

(植物防疫法の一部改正)

2 植物防疫法(昭和二十五年法律
第五十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第六條第四項、第八條第一項、
第四項及び第六項並びに第十條第
二項中「動植物検疫所」を「植物
防疫所」に改める。

(植物防疫法の一部を改正する法
律の一部改正)

3 植物防疫法の一部を改正する法
律(昭和二十六年法律第二百四十
三号)の一部を次のように改正す
る。

「第六條、第八條及び第十條中
「動植物検疫所」を「農林省防疫所」
に改める。」を削る。

附則中第二項及び第四項を削
り、第三項を第二項とする。

4 家畜伝染病予防法(昭和二十六
年法律第六十六号)の一部を次
のように改正する。

第四章中「動植物検疫所」を「動
物検疫所」に、「動植物検疫所長」
を「動物検疫所長」に改める。

文部省設置法の一部を改正する法
律案

文部省設置法の一部を改正する
法律

文部省設置法(昭和二十四年法律
第四十六号)の一部を次のように
改正する。

目次中「第二節 国立の学校その
他の機関(第十三條―第二十四條)」
を「第二節 国立の学校その他の機
関(第十三條―第二十四條の二)」に
改める。

第七條第二項第六号を削り、同項
第一号の二を次のように改める。

一の二 国内におけるユネスコ活
動に関する予算案を準備し、及
びこの活動に関する法人の設立
の認可について、管理局に対
し、勧告すること。

第十三條中「文部大臣の所轄の下
に、」を「第二十四條及び第二十四
條の二に規定するもののほか、文部
大臣の所轄の下に、」に、「国立科学
博物館」を「国立科学博物館」に改
める。

第十四條第一項中「国立科学博物
館、」を「国立科学博物館、国立近
代美術館、」に改める。

第十八條の次に次の一條を加え
る。

(国立近代美術館)
第十八條の二 国立近代美術館は、
近代美術に関する作品その他の資
料を収集、保管して公衆の観覽に
供し、あわせてこれに関連する調
査研究及び事業を行う機関とす
る。

2 国立近代美術館は、東京都に置
く。

3 国立近代美術館の内部組織は、
文部省令で定める。

第二十四條第一項本文中「第十三
條に掲げるもののほか、」を削り、

「教育職員免許等審議会

教育職員養成審議会

著作権審議会

著作権審議会

文部大臣の諮問に

文部大臣の諮問に

改め、同條を第二十四條の二とし、
第二十三條の次に次の一條を加え
る。

(中央教育審議会)
第二十四條 本省に中央教育審議会
を置く。

2 中央教育審議会は、文部大臣の
諮問に依りて教育に関する基本的
な重要施策について調査審議し、
及びこれらの事項に関して文部大
臣に建議する。

3 中央教育審議会は、人格が高潔
で、教育に関し広く且つ高い識見
を有する者のうちから、文部大臣
が内閣の承認を経て任命する二十
人以内の委員で組織する。

同項の表中教育職員資格審査会、教職
員資格再審査会及び通信教育審議会
の項を削り、社会教育審議会の項中
「労働者教育」の下に「社会教育
としての通信教育」を加え、

教育職員の免許、養成制度等に関する
事項を調査審議し、及び教員検定に
関する事務をつかさどること。

教育職員の免許、養成制度等に関する
事項を調査審議すること。

文部大臣の諮問に依りて著作権法第二
十二條ノ五第二項又は第二十七條第
二項の規定による償金の額について調査
審議すること。

文部大臣の諮問に依りて著作権法第二
十二條ノ五第二項又は第二十七條第
二項の規定による償金の額、著作権に
関する仲介業務に関する法律(昭和十四
年法律第六十七号)第三條第一項の規
定による著作物使用料規程の認可その他
著作権に関する事項について調査審
議すること。

特別の事項を調査審議するため
必要があるときは、中央教育審議
会に臨時委員を置くことができる。

5 専門の事項を調査するため必要
があるときは、中央教育審議会に
専門委員を置くことができる。

6 前四項に定めるもののほか、中
央教育審議会の内部組織、所掌事
務及び委員その他の職員については、
政令で定める。

附則第七項を削り、附則第八項を
附則第七項とし、附則第九項中「当
分の間、」の下に「高等学校の職業
に関する教科の教科用図書及び」を
加え、同項を附則第八項とし、以下

一項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。但し、第七條第二項第一号
の二の改正規定は、ユネスコ活動
に関する法律(昭和二十七年法律
第 号)の施行の日から、文部
省設置法第七條第二項第六号の改
正規定並びに同法第二十四條第一
項の表の改正規定中教育職員資格審
査会及び教職員資格再審査会の項
を削る部分は、日本国との平和條
約の最初の効力発生の日から、そ
れぞれ、施行する。

2 社会教育法(昭和二十四年法律
第二百七号)の一部を次のように
改正する。

第五十一條第三項中「通信教育
審議会」を「社会教育審議会」に
改める。

第五十三條を次のように改め
る。

第五十三條 削除

3 著作権法の一部を次のように改
正する。
第三十六條の三中「著作権審査
会」を「著作権審議会」に改め
る。

4 著作権に関する仲介業務に関す
る法律の一部を次のように改正す
る。

第三條第四項中「著作権審査会」
を「著作権審議会」に改める。

5 総理府設置法(昭和二十四年法
律第二百七号)の一部を次のよ
うに改正する。
第十五條第一項の表中教育刷新
審議会の項を削る。
6 行政機関職員定員法(昭和二十

四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表文、都省の項中「六二、五二八人」を「六二、五六一人」に、「六二、九七四人」を「六三、〇〇七人」に、同表合計の項中「八四一、六三五人」を「八四一、六六八人」に改める。

總理府設置法等の一部を改正する等の法律案

總理府設置法等の一部を改正する等の法律

(總理府設置法の一部改正)

第一條 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二を次のように改める。

第十六條の二 創除

第十七條中「賠償庁」を創る。

第十八條の表中賠償庁の項を創る。

(賠償庁臨時設置法及び地方行政調査委員会設置法の廃止)

第二條 左に掲げる法律は、廃止する。

一 賠償庁臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)

二 地方行政調査委員会設置法(昭和二十四年法律第二百八十一号)

(国家行政組織法の一部改正)

第三條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一總理府の項の欄中「賠償庁」を創る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第九号を次のように改める。

九 連合国財産(運輸省の所掌に属するものを除く)を保全及び返還すること並びにドイツ財産を管理及び処理すること。

第十五條第二項を創る。

(朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第五條 朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十六年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條、第三條第二項及び第五條中「内閣總理大臣」を「大蔵大臣」に改める。

第六條中「内閣總理大臣」を「大蔵大臣」に、「總理府令」を「大蔵省令」に改める。

第八條第一項中「總理府令」を「大蔵省令」に改める。

第十三條第二項但書中「やむを得ない事由があると認められる権利者」の下に「又はこの政令の規定による整理中に特殊整理人に対して権利の確認の申出をしても特殊整理人がやむを得ない事由によつて確認することができなかった権利者」を加える。

第十三條第三項を同條第五項とし、以下一項づつ繰り下げ、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 共済組合連合会は、この政令

の規定による整理が終了した後、特殊整理人が確認をした年金の種類及び額につき、新たに調査した資料に基づいて改定すべき事由が明らかになつた場合において、大蔵大臣の指示に基づき特殊整理人の確認を改定することができ。

4 前項の規定に基いて改定された場合において、返却される金銭があるときは、大蔵大臣の指示に基づきこれを国庫に帰属するものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十一号の三を創る。

別表第一中「地方行政調査委員会議長」及び「地方行政調査委員会議員」を創る。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第一條中總理府設置法第十六條の二の改正規定並びに第二條第二号及び第六條の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 旧賠償庁臨時設置法第一條第六号に規定する特殊財産(略奪品の没収及報告に関する件(昭和二十一年内務省令第二十五号)に規定する略奪品、連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)に規定する連合国財産、ドイツ財産管理令(昭和二十五年

政令第二百五十二号)に規定するドイツ財産及び朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十六年政令第四十号)に基き整理される財産を除く。)でこの法律施行の際その管理及び処理に關し内閣總理大臣が所管しているものは、この法律施行後、当分の間、大蔵大臣が所管するものとし、その事務は、大蔵省管財局においてつかさどるものとする。

3 この法律施行前に改正前の朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令に基いてした処分、手続その他の行為は、改正後の同令に基いてしたものとみなす。

4 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第号)附則第四項の規定により、昭和二十七年六月三十日まで、旧賠償庁において定員の外に置くことができる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、外務省の本省の職員の定員の外に置くものとする。